

地価税の特例に係る土地等の確定についての証明申請書の提出に係る注意事項

1. 証明申請書の提出先

証明申請書は、所管の産業保安監督部長、産業保安監督部支部長又は産業保安監督事務所に提出すること。

2. 証明申請書の記載事項

(1) 証明申請書の「住所」及び「氏名(名称)」は、地価税の課税の特例を受けようとする者の住所及び氏名(名称)を記入すること。

(2) 「届出に係る施設の所在地」は、届出書と同じものを記載すること。

(3) 「適用規定」は、鉱山保安法施行規則の適用規定を第 条第 項第 号、イ、ロ、ハ等と記入すること。

(4) 「特例規定」は、地価税法施行規則の適用規定を、第 5 条第 2 項第 号と記入すること。

3. 証明申請書に添付する図面の作成方法

(1) 図面には、当該事業所等の敷地部分について、地番表示を記載すること。

(2) 図面には、当該事業所等の概況が分かる適宜の情報のほか、

当該事業所等の敷地の範囲

敷地のおよその規模を示す一辺の長さ等

敷地内にある施設又は設備(課税の特例の基礎となるもの)の位置

特例対象の土地等の範囲

特例対象の土地等の範囲を示す曲線の個々の部分ごとに、その施設又は設備からの距離

(3) 図面は、当該事業所全体で一通作成し、これに当該事業所等内の施設に係る特例対象の土地等の範囲を全て記入すること。

また、当該事業所等が二以上の法律の規制を受ける場合(特に、当該事業所等の敷地の中に、二以上の法律に係る特例が、重複的に適用される土地等がある場合)にも、作成する図面は一通とし、申請(申請書は法律ごとに一通作成し、担当部署に提出すること。)に当たっては、このうち当該申請により証明を受けようとする部分がどの部分であるかを明らかにすること。

(4) 図面には、特例対象範囲の面積を記載すること。面積は、当該事業所等の敷地であって、保安距離内にある土地等の面積を正確に算定すること。なお、別添の例を参照のこと。

4. 特例対象土地等の面積の積算根拠の添付について

図面の提出に際しては、図面に記載された特例対象の土地等の面積の算定方法がわかる簡便な資料を添付すること。様式は問わない。

